

## 環境対応について

環境負荷物質管理に係わる法規制が強化される中、2006年7月RoHS指令、2007年6月には、REACH規則が施行され、益々地球環境に配慮した製品づくりが要求されています。

オーサカゴムでは、法規制・業界・各企業のグリーン調達の動向に注視し、環境負荷のより少ない製品の供給を推進していきます。

### 改正RoHS指令の対応について

- ・一部のゴム板を除き改正RoHS指令に対応しています。

### ELV指令の対応について

- ・すべてのゴム板でELV指令に対応しています。

### REACH規則の対応について

- ・一部のゴム板を除きREACH規制認可対象候補物質(SVHC)は含有していません。

### その他の規制について

- ・その他規制についても、対応の是非について報告可能です。

### 分析データ、不使用証明書の発行について

- ・汎用品については、重金属SOC4物質の蛍光X線分析データ、臭素系難燃剤2物質、フタル酸エステル類4物質の不使用証明書の発行が可能です。

### 改正RoHS指令の禁止(制限)10物質と閾値

- ・(EU)2015/863で定められた禁止10物質と規制される濃度(閾値)は以下の通りです。

禁止物質	規制濃度(閾値)
鉛	0.1wt% (1,000ppm)
水銀	0.1wt% (1,000ppm)
六価クロム	0.1wt% (1,000ppm)
カドミウム	0.01wt% (100ppm)
PBB(ポリ臭化ビフェニール)	0.1wt% (1,000ppm)
PBDE(ポリ臭化ジフェニルエーテル)	0.1wt% (1,000ppm)
DEHP(フタル酸ビス(2-エチルヘキシル))	0.1wt% (1,000ppm)
BBP(フタル酸ブチルベンジル)	0.1wt% (1,000ppm)
DBP(フタル酸ジ-n-ブチル)	0.1wt% (1,000ppm)
DIBP(フタル酸ジイソブチル)	0.1wt% (1,000ppm)

上記環境規制に未対応のゴム板についても、順次対応していきます。